

土地集計とは

平成 30 年住宅・土地統計調査における土地集計とは、世帯が所有している住宅及び土地の所有状況や、世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの取得方法、利用現況、所在地などについて、全国、都道府県、市区町村などの別に集計した結果（確定値）である。

用語の解説

普通世帯

住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

現住居の敷地を所有している世帯

現在居住している住居の敷地を所有している世帯をいう。なお、ここでいう「所有している」とは、住居の敷地に係る不動産の登記簿上の名義（共有名義を含む。）が、当該住居に居住する世帯員となっている場合をいう。

現住居の敷地以外の土地を所有している世帯

現在居住している住居の敷地のほかに土地を所有している世帯をいう。なお、ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその土地の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の土地について相続手続中の場合も「所有している」とした。

現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯

現住居の敷地以外の土地を所有している世帯のうち、「農地」又は「山林」以外の土地を所有している世帯をいう。なお、ここでいう「宅地など」には、住宅用地や事業用地のほか、原野、荒れ地、池沼なども含む。

現住居の敷地以外の宅地などの所在地

世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの所在地を次のとおり区分した。

区分	内容
現住居と同じ市区町村	現在住んでいる住居と同じ市区町村
自県内	現在住んでいる住居と同じ都道府県内の他市区町村
他県	現在住んでいる住居と異なる都道府県

その他の用語の解説は、『平成 30 年住宅・土地統計調査 調査の結果 用語の解説』を参照のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>

利用上の注意

- この資料は、土地集計で公表する結果のうち、調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果から作成している。調査票甲、調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果とは、集計の対象範囲等が異なるため、比較を行う際には留意されたい。
- 本調査では、現住居の敷地以外の宅地などを複数所有している場合、それぞれの区画の取得方法、利用現況、所在地等（以下「取得方法等」という。）の詳細について最大 3 件目までを調査しており、この資料の図 2-2、表 2 及び図 2-3 並びに都道府県別の主な指標のうち「現住居の敷地以外の宅地などの所在地別所有件数の割合」は、調査で把握した取得方法等の合計を総数として割合を算出している。
- 本文及び図表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。